第一条のうち消費税法施行令第五章中第七十一条の前に十三条を加える改正規定中「第二条第二項（定義）に規定する卸売市場」を「第四条第一項（中央卸売市場の認定）又は第十三条第一項（地方卸売市場の認定）の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場（農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）」に、「第四条第二項第四号（卸売市場整備基本方針）を「第二条第四項（定義）に、「卸売の業務」を「卸売業者が同項に規定する卸売をする業務」に、「として行われる」を「として行う」に、「同法第二条第一項」を「同条第一項」に、「いずれかの方法」を「方法のいずれか」に改め、「この条から」を削る。

附則第一条第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第三号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第四号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第五号中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

附則第二条中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第三条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

附則第四条第一項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五条第四項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第十一項中「平成三十年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第八条第二項及び第九条第二項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第十条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第十一条第二項及び第十二条第二項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第十三条中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第十四条第一項中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改め、同条第二項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に、「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改める。

附則第十五条中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に、「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第十六条中「第八十六条の五第十一項（同条第十二項」を「第八十六条の五第十三項（同条第十四項」に改める。

附則第十八条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「同法第三十七条第一項」を「同項」に改める。

附則第十九条第三項中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成四十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十条及び第二十一条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改める。

附則第二十二条第一項中「（三十五年消費税法」を「（五年消費税法」に、「この条及び次条」を「この項及び次条第一項」に改め、同項第二号中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第二十三条第一項第二号中「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改め、同条第三項中「三十一年経過措置資産の譲渡等」を「元年経過措置資産の譲渡等」に改める。

附則第二十四条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に改める。

附則第二十五条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に改める。

附則第二十六条中「三十五年施行日」を「五年施行日」に、「三十五年消費税法」を「五年消費税法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第三条第一項の改正規定に限る。）及び第七条の規定　令和二年六月一日

二　第一条中消費税法施行令第二十八条第一項の改正規定、同条第五十条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同令第五十三条の次に三条を加える改正規定　令和二年十月一日

三　第一条中消費税法施行令第十八条の改正規定、同令第十八条の二の改正規定及び同令第十八条の五（見出しを含む。）の改正規定並びに次条の規定　令和三年十月一日

四　第一条中消費税法施行令第四十条の見出しの改正規定　令和四年一月一日

五　第一条中消費税法施行令第九条第四項の改正規定及び同令第四十八条第二項第一号の改正規定　情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）の施行の日

第二条　前条第三号に定める日前に第一条の規定による改正前の消費税法施行令第十八条の五第一項の規定により提出された申請書に係る消費税法第八条第九項の承認は、第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条の五第二項第一号に規定する一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場に係る同法第八条第九項の承認とみなす。

（申告期限延長法人に係る中間申告等の特例に関する経過措置）

第三条　令和二年四月一日から令和五年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の消費税法施行令第六十三条の二第二項の規定の適用については、同項中「第五十八条の二第二項及び第三項、第五十八条の三第二項」とあるのは「第五十八条第二項及び第三項、第五十八条の二第二項」と、「、第七十条の十三並びに」とあるのは「並びに」と、「第五十八条の二第二項、第五十八条の三第二項及び第七十条の十三第一項」とあるのは「第五十八条第二項及び第五十八条の二第二項」とする。

（平成二十六年消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四条第三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に改める。